

# 北海道登別明日中等教育学校

## いじめ防止基本方針

### 1 基本方針の策定

「いじめを生まない土壌をつくり、生徒の変化を敏感に察知し、いじめの可能性がある場合は迅速かつ組織的に対応する」（基本方針）

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が安心して健やかに成長できるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等を使用して、インターネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる等

### 4 学校の方針

学校では、生徒の尊厳を保持するとともに、学級や教科（科目）経営に配慮しながらいじめが起こらないような教育環境を整え、いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめへの対処に、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携の下、取り組む。

なお、寄宿舎におけるいじめの未然防止等の取組については、本方針に準じる。

## 5 基本的な考え方

- ・異なる個性を尊重し、お互いを高め合う人間関係を重視する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体、クラス全体に醸成する。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめの該当するか否かを判断する。
- ・学校教育活動全体を通じていじめ防止推進等に計画的に取り組む。
- ・様々な時や場面での面談等により生徒理解の深化に努める。
- ・年2回（5月、11月）の定期的なアンケート調査や教育相談によりいじめの早期発見に努める。
- ・いじめの問題について教職員間で情報を共有し共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する生徒の自主的活動を推進する。
- ・関係機関と連携を密にし、情報交換に努める。
- ・生徒が望ましい人間関係を構築していく力とともに、人間関係を修復していく力を身に付け、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

## 6 重点的な取組

### 1) いじめの未然防止

教育活動全般を通じて、互いの個性や人格を認め合い尊重する人間性・社会性を養う。

- ・授業中には言語活動の充実を図ることにより、コミュニケーション能力を伸長
- ・道徳の時間の取組により、自己肯定感を高め、他人を尊重する態度を養う
- ・生徒会活動等を通して主体性や規範意識、帰属意識を高め、「いじめは絶対に許さない」という意識を徹底
- ・スクールカウンセラーによる随時、カウンセリングを実施
- ・Q-Uの実施による生徒理解
- ・インターネット上のいじめに対する指導やネット社会における情報モラル教育の実施と充実
- ・いじめ対策委員会による幅広い情報の収集と共有

### 2) いじめの早期発見

定期的・日常的な生徒観察を励行し、細かな変化を見逃さず、情報を共有して迅速に対応する。

- ・個人面談（保護者面談）、教育相談週間の設定、SCによるカウンセリング
- ・「いじめに関する意識調査」の実施
- ・ケース会議による個別事案に対する検討
- ・Q-Uの活用

- ・ネットパトロールの定期的な実施

### 3) いじめへの対処

些細なことでもその場で必ず指導し、当該回生に報告し、その後、いじめの可能性がある場合は「いじめ防止対策委員会」を中核として、迅速かつ組織的に対応する。

- ・「報告、連絡、相談」の徹底
- ・家庭（保護者）、地域、関係機関との連携
- ・「いじめ防止対策委員会」による個別事案に対する対応
- ・本人からの訴えの場合もいじめと判断し対応
- ・再発防止への方策を確定

### 4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 7 対策組織

- 1) 「いじめ」対策のため「いじめ防止対策委員会」を設置する。(別紙)
- 2) 委員構成は、副校長・教頭・生徒指導部長・各期主任(必要に応じて、担任、部活動顧問、生徒指導担当教諭、養護教諭、SC等を参集する)その他、道教委 SSW等の関係者。
- 3) 本校の「いじめ防止基本方針」に則った取組を主管し、いじめ事案対応の中核を担う。

## 8 いじめ事案発生時の対応

- 1) 事実確認(学年、生徒指導部中心に全校で連携)
- 2) いじめを受けた生徒のケア(スクールカウンセラーと連携)、保護者への支援(家庭訪問)
- 3) いじめを行った生徒への指導(生徒指導部と連携)、保護者への助言(家庭訪問)
- 4) 道教委への報告(管理職)
- 5) 場合により、警察署等関係機関に相談・報告
- 6) 経過観察・事後指導
- 7) いじめの解消の状況の把握と解消の見極め(期間は少なくとも3か月を目安)
- 8) 重大事態の場合は、教育委員会の指示に従う
- 9) 対応に関して時系列で記録(教頭、生徒指導部)

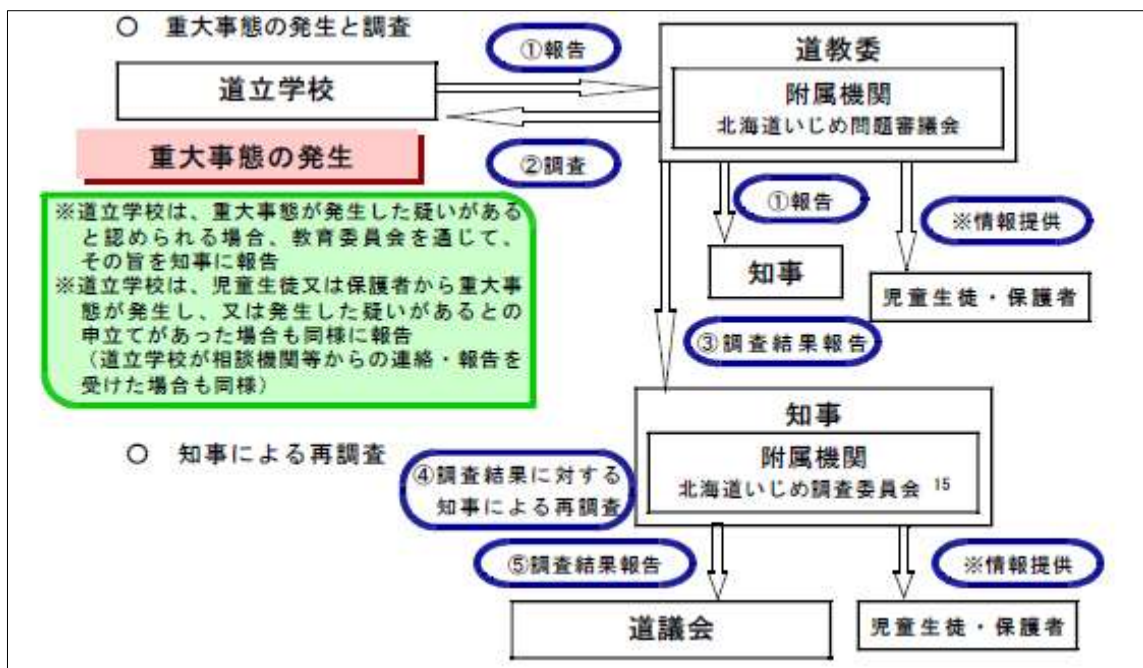
## 9 重大事態への対応

「重大事態」とは、次のとおりである。(道の「北海道いじめ防止基本的指針」及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より)

- 1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、次のようなケースが想定される。
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- 2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

学校は、いじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに適切な方法で事実関係を調査し、適切な指導を行うため、関係機関（道教委・道議会・知事・警察等を含む）と連携する。また、学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。



## 10 方針の点検・評価

- 1) 「学校評価アンケート」（生徒・保護者）への位置付け
- 2) 学校評議員への諮問
- 3) P T Aへの説明と意見集約
- 4) 学校評価への位置付け
- 5) 中間・年度末反省への位置付け

## 11 附則

- 1) この「学校いじめ防止基本方針」は、平成 30 年 4 月 1 日に改正する。
- 2) この「学校いじめ防止基本方針」の内容等に改正が必要な場合は、いじめ防止対策委員会で原案を作成し、職員会議で審議し決定する。

### いじめ対策委員会

<b>目的</b>	いじめの問題に対して「いじめ防止基本方針」を踏まえ、組織的に対応できるように設置する。
<b>委員</b>	副校長、教頭、生徒指導部長、各期主任 ※必要に応じて、担任、部活動顧問、生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等を参集する。

<b>年間活動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例会議を開催し、年間計画の策定と年度末反省・評価を行う。</li> <li>・ いじめアンケートの結果を受けて対応を協議する。</li> <li>・ いじめ事案が発生した場合、緊急会議を開き、事実を把握し、初動体制を確立する。再発防止の計画を作成する。</li> <li>・ 緊急会議の内容は職員会議で報告する。</li> </ul>
<b>4月</b>	情報モラル教室、個人面談週間
<b>5月</b>	いじめアンケート、いじめ対策委員会（アンケート結果を受け）
<b>6月</b>	授業評価アンケート、いじめ問題への取組調査
<b>7月</b>	学年集会、子ども支援理解ツール「ほっと」
<b>8月</b>	三者面談、校内研修会
<b>9月</b>	授業評価アンケート、いじめ対策委員会（中間反省）
<b>10月</b>	個人面談週間、生徒会意識啓発活動
<b>11月</b>	いじめアンケート、いじめ対策委員会（アンケート結果を受け）、教育相談週間
<b>12月</b>	三者面談、学校評価アンケート
<b>1月</b>	いじめ対策委員会（年度末反省・評価）
<b>2月</b>	外部評価アンケート
<b>3月</b>	学習相談週間、いじめ対策委員会（次年度計画）

分 掌	期	年 次
<p><b>【教務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳教育・人権教育・体験活動の充実</li> <li>・ 学習指導の充実</li> <li>・ 授業評価アンケートの実施</li> </ul> <p><b>【生徒指導】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒会によるいじめ根絶にむけた意識啓発活動の促進</li> <li>・ 教育相談週間や窓口の設置</li> <li>・ いじめアンケートの実施</li> <li>・ 「ほっと」の実施</li> <li>・ ネットパトロールの実施</li> <li>・ 情報モラル教育の充実</li> </ul> <p><b>【総務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評価アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達段階に応じた道徳教育の指針の作成</li> <li>・ 人権教育・体験活動の年間計画への位置付け</li> <li>・ 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくりの年間計画への位置付け</li> <li>・ コミュニケーション能力の育成をねらいとした活動の年間計画への位置付け</li> <li>・ 授業規律の徹底を図り、各期に応じた生徒個々の学習・生活実態の把握</li> <li>・ いじめ根絶にむけた生徒の取組の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動</li> <li>・ 学校行事等における望ましい人間関係づくりの活動</li> <li>・ 道徳の時間（前期）や総合的な学習の時間等での望ましい人間関係づくりの活動</li> <li>・ クラス通信等によるいじめ根絶にむけた意識啓発</li> <li>・ 年次集会等によるいじめ根絶にむけた意識啓発</li> <li>・ 定期的な個人面談による、いじめの早期発見</li> <li>・ 三者面談による、家庭生活も含めた生徒の様子との把握と、いじめの早期発見</li> </ul>